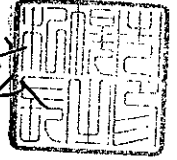


札幌市税規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年5月 / 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 34 号

札幌市税規則の一部を改正する規則

札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第6条の2の3ただし書」を「第6条の2の4ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。